

## 平成 22 年度第 1 回箕面市廃棄物減量等推進審議会 会議要録

開催日時	平成 22 年 9 月 30 日(木) 14:00～16:00
開催場所	箕面市役所 本館 3 階 委員会室
出席委員数	1 2 名
傍聴者数	4 名

### 《審議事項》

- 【案件 1】 『箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正』について
- 【案件 2】 『廃棄物処理手数料の改定』について
- 【案件 3】 その他

### 《審議》

#### 【案件 1】の主な審議内容

(会長)

『箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正』について  
(空き缶等の資源化物の持ち去り禁止条例について(素案の概要))説明をお願いします。

(事務局)

資料 1, 2, 3, 4, 5 で説明

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

(委員)

資料 1-1 市から「報償金を受けている団体」とあるがこれは条件か。

(事務局)

報償金を受けている団体をベースに考えています。

(委員)

報償金を受けていない団体は対象外ということか。

(事務局)

今はその方向で考えています。

(委員)

そのことは条例のどこを読めば書いているか。

(事務局)

条例の中には特に報償金を受けている団体と規定していませんが、運用上は、市が把握している集団回収実施団体(報償金辞退している団体もある)を対象にしていく方向です。

(委員)

条例上書いていないと言うことは、そういう団体から要求等あれば対応はするということで

理解していいのか。

(事務局)

条例上からすればそのようになります。

(委員)

再度確認ですが、市が確認している集団回収実施団体はすべて報償金を受けているのか。

(事務局)

一部報償金を受けていない団体もありますが、市の集団回収システムには組み込まれていません。そういう団体から依頼があれば対応はしていきます。

(委員)

一部の地域で、個人で排出しているがこれらは対象外か。

(事務局)

対象外です。ただし、自治会等で取り組んでおられて、排出場所が自宅前（戸別排出）となっている場合は、対象となります。

(委員)

事業所や商店で取り組んでいる場合も対象となるのか。

(事務局)

報償金を受けている住民団体が基本で（受け取っていないくても市のシステムに組み込まれている団体）、事業者さんの取り組みは対象となりません。

(委員)

条例からも住民団体と明記しているので事業者さんは対象とならないと思います。事業所などは通常敷地内で保管等をされていると思うので、無主物とならず抜き取り行為は窃盗になるのではないかと。

(委員)

景気の悪いときに、生活のために持ち去りをせざるえない人もいると思うが、そのようなことに対してどう考えているのか。

また、資料 1-3 の(2)の②にも持ち去り禁止を入れておいたほうがよいと思う。

もう一点は、条例の中で再生資源回収業者によりと書いてあるが、市と契約した、市が指定したなどの文言は必要ないのか。

(事務局)

路上生活者たちの生活の糧を奪うのではないかとということですが、市の基本的な考え方は、市民が市に対して出されているものは市が回収することを示していかなければならないと考えています。市民の方のごみに対する意識を小さくしないことが大切であると考えています。

空き缶等を集めて生活しておられる方については、労働政策とか福祉的なサービスという面からフォローをしていけないかと、関係部局と連携して協議し対応できないかと今考えているところであります。

(委員)

路上生活者が持ち去ることを認めていくということではなく、労働・福祉政策の観点で配慮はしていただきたいと思います。

(会長)

箕面市内では自転車等で集めている方はたくさんいますか。

(事務局)

自転車を集めている方は少ないと思います。多いのは軽トラックなどで組織的に回収をしている事業者と思われる方が圧倒的に多くそれを防止したいと考えています。条例上は個人も対象となるが対象者は少ないと思います。

(委員)

箕面市では、平成13年ごろから事業者が持ち去りを始めていた。市の回収ルートを把握し市の回収前に組織的に持ち去りを行っている事業者が2社ぐらいある。個人の持ち去りは少ないと思う。事業者が個人を排除しているようだ。

(会長)

資料1-3の(2)の②にも持ち去り禁止を入れることについてはどうか。

(事務局)

「素案」ということで明日からパブリックコメントを実施します。実際の運用時には入れていきたいと考えています。

また、条例の中で再生資源回収業者によりと書いてあるが、「市と契約した、市が指定した」などの文言は最終法制課と協議していきたいと思います。

(委員)

(意見)持ち去り禁止の条例化に関連して、回収業者として集団回収をしっかりとやりたいので団体さんには回収品目の分別をしっかりとしてほしい。

(委員)

持ち去りが巧妙になっている。乗用車の後部座席に乗せて持ち去って自分たちの集積場所まで持って行くので、通報するにも伝える情報が少なく取締りが困難ではないか。

(事務局)

指導するにも現行犯でというのは非常に難しいとは思う。通報いただいたときは重点地域として市のほうでパトロールを強化していくようにしたい。

(委員)

持ち去りを禁止していく中で、資源循環的な観点で不安定就労の方の就労支援的なビジネスが作れないか検討していただけないか。

(事務局)

今後、研究・検討は必要かと考えています。

(委員)

組織的に持ち去っているのであれば条例で取り締まるべきと思う。

(委員)

不安定就労の方の問題がでてくる可能性があるので、解決の相談窓口を準備するなど具体的な対応策は考えておいたほうがよいと思う。

(事務局)

福祉部門と協議させていただき、窓口の設置等についても話していきたいと思います。

## 【案件2】の主な審議内容

(会長)

案件2の『廃棄物処理手数料の改定』について報告をお願いします。

(事務局)

資料6で説明

(会長)

ただいまの報告について、ご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

(委員)

厳しい情勢のなかで許可業者だけに負担を負わず、排出者に料金を負担していただき排出抑制につながる環境政策を目的に示していただきたい。

### **【案件3】 その他**

(会長)

その他の案件について特にないようですので、本日の審議会は閉会といたします。